

令和 6 年 1 0 月

定例教育委員会会議

会 議 録

令和 6 年 1 0 月 1 1 日開催

会 議 録

開催日時		令和6年10月11日（金） 午後2時00分 開会 午後3時24分 閉会	
場 所		旭川市教育委員会 教育委員会室	
出席者	教 育 長 及 び 委 員	教育長 野崎 幸宏、 教育長職務代理者 本田 哲嗣、委 員 近藤 美保 委 員 山崎 與吉、委 員 坂田 葉子	
	事 務 局	説明員 学校教育部長 坂本 考生 学校教育部次長 中瀬 恭子 学校教育部主幹 工藤 秀敏 適正配置担当課長 今 多生 教職員課長 山下 聡司 説明員 社会教育部長 佐藤 弘康 社会教育部次長 主藤 肇	
	局 員	事務局 教育政策課長補佐 佐々木孝二郎 教育政策課主査 朝倉 裕幸	
	傍 聴 者	0 人	
公開・非公開の別		非公開	
会 議 次 第		1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 ・議案第1号 旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について ・議案第2号 旭川市立小・中学校適正配置計画（素案）に対する意見提出手続について ・報告第1号 旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について ・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について ・報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について ・報告第4号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について 5 報告事項 （1） いじめの重大事態に係る再調査の結果を踏まえた対応について （2） 令和7年旭川市20歳を祝うつどいの概要について （3） 旭川市立学校職員の懲戒処分について 6 その他 7 閉会	

審 議 内 容		
発 言 者	発 言 要 旨	
教 育 長	《 開 会 》 ただいまから、令和6年10月定例教育委員会会議を開会いたします。 《会議録署名委員》	
教 育 長	本日の会議録署名委員は、近藤委員、坂田委員を氏名します。 《 前回会議録 》	
教 育 長	会議録ですが、令和6年7月定例会（令和6年7月17日開催）、8月第1回臨時会（8月6日）及び第2回臨時会（8月7日）、8月定例会（8月9日）、8月第3回臨時会（8月20日）及び9月定例会（9月6日）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認することとよろしいですか。	
各 委 員 教 育 長	異議ありません。 「異議なし。」と認め、これら6回の会議録については、調製後、承認することといたします。 《 審議事項 》	
教 育 長	それでは、審議事項に入ります。お手元に配付されております公開及び会議録記載方法の取扱い一覧をご覧ください。 議案第2号、報告第1号から報告第4号まで、報告事項（1）及び追加議案であります報告事項（3）は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。	
各 委 員 教 育 長	異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第2号、報告第1号から報告第4号まで、報告事項（1）及び報告事項（3）は、秘密会といたします。 また、報告第1号から報告第4号まで及び報告事項（3）は、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。	
各 委 員 教 育 長	異議ありません。 「異議なし。」と認め、報告第1号から報告第4号まで及び 報告事項（3）は、会議録には概要を記載することといたします。	
教 育 長	《 議案第1号 》 それでは、議案第1号「旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」、説明願います。	
教 職 員 課 長	本件については、「北海道立学校職員服務規程」の改正に準じて、「旭川市	

教 育 長 各 委 員 教 育 長	立学校職員服務規程」を改正しようとするもので、その内容については、公務旅行において、これまで復命が不要とされていた校長についても、復命を行うように改正するものです。 なお、施行は公布の日からとしております。以上です。よろしくお願いいたします。 本案について、御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、議案第 1 号「旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案どおり決定するという事で御異議ありませんか。 異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第 1 号については、原案どおり決定します。
《 報告事項 》 教 育 長 社会教育部次長	《 報告事項 》 それでは報告事項に入ります。 報告事項（２）「令和 7 年旭川市 2 0 歳を祝うつどいの概要について」、報告願います。 令和 7 年旭川市 2 0 歳を祝うつどいにつきましては、つどいの対象者を中心に実行委員会を組織して、つどいの企画、運営を行うこととし、市内の企業等への推薦依頼のほか一般公募を実施し、8 月 1 9 日の第 1 回会議において 9 人で実行委員会を立ち上げたところです。 また、一昨年度から前年度の実行委員にも参加いただいております、今年度は前回同様、昨年度の実行委員長にもオブザーバーとして参加いただいております。 第 1 回の会議を 8 月 1 9 日（月）に、第 2 回の会議を 9 月 2 0 日（金）に開催し、実行委員長などの役員や事業計画について協議し、進めているところです。 開催日時等につきましては、令和 6 年 3 月の定例教育委員会会議で御報告しましたとおり、令和 7 年 1 月 1 2 日の日曜日、午前の部は 1 1 時から、午後の部は午後 3 時の 2 部制で、市民文化会館において開催する予定です。 当日の次第ですが、昨年度と同様、オープニング、実行委員長の挨拶の後、旭川市長のお祝いのことば、来賓の御挨拶、主催者の紹介、2 0 歳のメッセージと続き、アトラクションを行い、閉会となります。 教育委員の皆様においては、例年同様、ステージに席を用意し、紹介させていただきます。 オープニングでは、吹奏楽の演奏等を予定しており、アトラクションでは、抽選会を予定しているところです。また、本市にゆかりのある有名人によるビデオメッセージも検討しているところですが、予算などの関係もあり、出演者を含め、今後調整を進めていきます。 パンフレットについては、昨年同様、SDGs の観点からも紙のパンフレットは作成せず、WEB 上で閲覧できるものを作成する予定です。記念品につきましては、動物園の特別入園券を準備する方向で進めています。また、フォトスポットの設置なども検討しているところです。

教 育 長 山 崎 委 員 社 会 教 育 部 次 長	「20歳を祝うつどい」が、参加者にとっても、また、実行委員にとっても素晴らしい思い出となるよう、引き続き実行委員会で検討を重ねてまいります。教育委員の皆様には、近くなりましたら、改めて御案内いたします。 以上、令和7年旭川市20歳を祝うつどいの概要についての報告とさせていただきます。 本案について、御意見、御質問等がありますか。 吹奏楽の演奏については、どの団体を予定していますか。 陸上自衛隊第2音楽隊と消防音楽隊がいいとの声が上がっていますが、消防音楽隊の方は実行委員会のメンバー中に消防職員がいて、その職員を通して聴いてみたところ、勤務の関係上、難しいという話がありました。現在、陸上自衛隊第2音楽隊で進めていきたいと思っています。そこも不調となれば、実行委員の出身高校の吹奏楽部で調整しようと思っています。
教 育 長 坂 田 委 員 社 会 教 育 部 次 長	他に御意見、御質問等がありますか。 動物園の特別入園券について、教えてください。 特別入園券とは、入場1回に限り無料となる入場券です。有効期限は1年間となっております。
教 育 長 各 委 員 教 育 長	他に御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、報告事項(2)「令和7年旭川市20歳を祝うつどいの概要について」、は、報告を受けたこととします。 次に、その他に入ります。 《 その他 》
教 育 長 各 委 員	何かありますか。 ありません。 《 秘 密 会 》
教 育 長 適正配置担当課長	ここからは、秘密会といたします。 それでは、議案第2号「旭川市立小・中学校適正配置計画（素案）に対する意見提出手続について」、説明願います。 計画の見直しについては、令和6年8月定例教育委員会会議において、報告をさせていただいたところですが、計画（素案）を作成しましたので、内容と意見提出手続の実施について説明します。 改訂に当たって、計画の構成を変更し、「第1 計画の改訂」、「第2 適正配置の基本方針」、「第3 適正配置を進めるに当たっての留意点」、「第4 ブロック別計画」の4つの大項目で構成することとし、これまで別冊としていた「基本方針」と「ブロック別計画」を合冊します。 各項目では、内容の現状への更新や、全体的に文言整理を行い、第3期の取組をブロック別計画に記載したほか、第2期の検証を踏まえ、基本方針に「児童養護施設近隣校の存置」を新たに追加し、児童数の約半数が児童養護施設から通学し、対応に配慮が必要であるなど、社会的役割を考慮する必要

がある学校については、統廃合の対象とはしないこととしました。

第3期の取組は、「第4 ブロック別計画」に記載しています。

統廃合については、第2期に未了となった取組を継続し、そのうち日章小学校については新たに対象となった新町小学校と合わせて検討することとしております。ただし、児童養護施設近隣校である台場小学校、数年にわたる欠学年が解消する見込みである江丹別小中学校、春光小学校の通学区域の見直しの結果により将来の生徒数が左右されるため、生徒数が見込めず、現時点では過小規模校ではない啓北中学校を対象から除外することとしています。

通学区域の見直しは、第2期に未了となった取組を継続し、当初から第3期に計画していた通学区域の見直しと合わせて取り組むこととしております。

これらの学校について、計画（素案）で御説明します。

「中央中の通学区域」を御覧ください。新たに統廃合の対象となった新町小学校は、日章小学校と同じ、中央中学校の通学区域です。令和6年度時点で通常の学級の児童数が81人と、100人以下の小規模校であるため、第3期の統廃合対象校となりますが、日章小学校についても、通常の学級が5学級以下の過小規模校であり、第2期から統廃合対象校となっています。両校は近隣の学校であるため、単に対象校を閉校するだけでなく、両方の統合や周辺の小学校への統合などの案について、第3期に保護者や地域と協議を進めることとしています。

「北星中・啓北中の通学区域」を御覧ください。啓北中学校は計画策定当初は令和11年度には過小規模校となることの見込まれていましたが、令和6年度現在通常学級が7学級であり、令和11年度推計でも6学級となっております。

春光小学校の通学区域を見直し、進学先中学校を全て六合中学校にすることによって、啓北中学校の生徒数が大幅に減少し、過小規模校となる見込みであるとして、第3期に統廃合対象校となっていたもので、児童生徒数の減少により統廃合対象となったほかの学校とは状況が異なります。

春光小学校の通学区域の見直しについては、第3期に協議を進めることから、通学区域の見直しをどのように行うかも含めて決定をしておらず、通学区域見直し後の啓北中学校の生徒数の変動が見込めないこと、また現時点で啓北中学校は過小規模校ではないことから、今回の改訂では、今期の統廃合の対象から除外することとしています。通学区域の見直しに当たっては、保護者や地域に対し、見直しによって啓北中学校が統廃合対象となる可能性があることを説明し、理解を得た上で協議を進めていく必要があります。

「神居中の通学区域」を御覧ください。台場小学校については、過小規模校のため統廃合対象校としていましたが、児童養護施設の近隣校であることを考慮し、統廃合の対象から除外することとしています。

「忠和中・江丹別中・嵐山中の通学区域」です。江丹別小中学校は地域拠点校ですが、複数年にわたり欠学年が生じる見込みであったため統廃合の対象としていましたが、今回の推計の結果、複数年にわたる欠学年が解消する見込みとなったため、統廃合対象から除外する旨を記載しています。

教 育 長 山 崎 委 員 適正配置担当課長	第3期の取組全体としましては、ブロック別計画の最後、統廃合、通学区の見直しの別に対象校を記載しております。 また、10月7日に開催した適正配置検討懇談会において、この素案について、参加者から御意見をいただきました。主な意見としましては、統廃合に当たっては、都市計画などと連携し、長期的な視点で見通した計画としてほしいこと、統廃合に当たっては地域の意向も考慮してほしいこと、学びの多様性という点では、少人数が難しい部分があること、児童養護施設に通う児童への配慮から、児童養護施設近隣校の存置については適切と考えること等、様々な御意見をいただきました。 本案について、御意見、御質問等がありますか。 バスで通学している児童生徒はいるのでしょうか。 割合は承知していませんが、バス路線の近くに住んでいる方等、一定数はおります。
教 育 長 本 田 委 員	統廃合した学校は距離もあるためスクールバス等で通学支援を行っており、デマンド交通を利用したり、その他にもスクールタクシーによる通学支援を行っている学校もありますが、まちなかにある学校は、基本的には徒歩で通学できる範囲にあります。
本 田 委 員	人口減、児童生徒の学習環境、ランニングコスト等を考えると、統廃合は進めなくてはならない状況であり、地域住民や保護者に対して、統廃合によるメリットをしっかりと説明し、その根拠を明確にすることで、理解や納得を得ることができると思います。また、デメリットを凌駕するようなメリットを説明することができれば、より理解を得やすいと思います。
教 育 長 各 委 員 教 育 長	他に御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、議案第2号「旭川市立小・中学校適正配置計画（素案）に対する意見提出手続について」、は、原案どおり決定するという事で御異議ありませんか。
各 委 員 教 育 長	異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第2号については、原案どおり決定します。
	<報告第1号「旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について」> 令和6年9月24日付けで北海道教育委員会に対し内申した旭川市立学校職員の処分内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。 <報告事項（3）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」> 令和6年9月24日付けで行った旭川市立学校職員の処分内申について、北海道教育委員会が同年10月10日付けで決定した1件の処分内容の報告を受けた。 <報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」> 令和6年9月1日から同年10月1日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

教 育 長 学校教育部主幹	<報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」> 令和6年9月1日から同月9日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。 <報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」> 令和6年8月21日から同年9月20日付けまでの北海道教育委員会に対し行った旭川市立小中学校教職員人事の内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。 《報告事項（1）》 次に、報告事項（1）「いじめの重大事態に係る再調査の結果を踏まえた対応について」、報告願います。 本件は9月1日に、旭川市いじめ問題再調査委員会から市長が答申を受けた、いじめの重大事態に係る再調査報告書における再発防止策の提言を踏まえ、今後の具体的方策について検討した方向性について報告するものです。 横版資料「旭川市いじめ問題再調査委員会の報告書における『再発防止の観点からのいじめ防止等対策上の提言』と本市のいじめ防止対策について」を御覧ください。本資料につきましては、再発防止策の項目ごとに、提言の内容、現在の具体的方策とその取組状況、今後の方策を一覧にしたものです。 再調査報告書においては、再発防止策として、「いじめの早期発見及びいじめの認知」、「いじめを発見するアンテナ」など6つの観点から、計29項目の提言が示されているため、観点ごとにページを分けて整理しております。表の縦の軸ですけれども、縦の軸には、提言の観点と、項目番号を並べております。また、表の横軸は、3つに区分し、（1）に提言の内容、（2）に先の対策委員会の報告書を踏まえた具体的方策等の取組状況、（3）に今後の方策等を記載しています。 なお、（3）今後の方策等のうち、新規または見直しを行う取組については、太字で表記をしております。 観点①「いじめの早期発見及びいじめの認知」では、「学校は児童生徒間の出来事で、加害、被害関係が生じている場合、必ず、いじめを疑うこと。」など、5項目について提言されております。これらの提言に関連する対策といたしましては、令和5年度から、いじめ見逃しゼロに向けて、いじめの疑いを含む全ての事案について、学校・教育委員会と市長部局が情報を共有し、法に基づく認知と、適切な対処を徹底する取組を行っているところであり、今後も取組の継続と充実を図ってまいります。 また、令和4年度からいじめ防止対策研修会を開催するとともに、教職員研修資料や動画を作成し、通知するなど、教職員研修を計画的に実施しているところであり、今後は再調査報告書における指摘や提言の内容を踏まえた、教職員研修を実施してまいります。
--------------------------	---

観点②「いじめを発見するアンテナ」では、「学校は、児童生徒の日常の関係性及びその変化を注視するとともに、児童生徒の様子を手がかりとして心身の苦痛を把握すること。」や「学校いじめ防止対策組織を機能させること。」など、4項目について提言されております。これらの提言に関連する対策といたしましては、教職員研修の充実に関する取組のほか、9番の学校いじめ対策組織に関しましては、令和5年度から、いじめ対策推進リーダーを位置づけるなど、組織体制を強化し、市及び学校の基本方針に記載するとともに、組織体制が実効的なものとなっているか検証と改善を行う取組を実施しているところであり、今後も取組の継続と充実を図ってまいります。

観点③「いじめの対処について」では、「いじめの対処は、児童生徒の問題行動に対する対応とは別であることを認識し、いじめの特質を踏まえたものとする。」など、4項目について提言されております。これらの提言に関連する対策といたしましては、教職員研修の充実や学校いじめ対策組織の強化に関する取組のほか、12番の事案の状況に応じた多職種連携による対応に関しては、令和5年度から、いじめ防止対策推進部と連携し、緊急支援チームの派遣や、心理士、弁護士等による支援を実施しているところであり、今後も、取組の継続と充実を図ってまいります。

観点④「いじめの重大事態と学校の対応」では、「いじめ重大事態の認定及び対応を躊躇しないこと。いじめ重大事態としての対応は重大事態調査ガイドラインに基づき行うこと。」など、5項目について提言されております。これらの提言に関連する対策といたしましては、学校いじめ対策組織の強化に関する取組のほか、14、15及び18番の国の重大事態調査のガイドラインに基づく対応に関しては、令和5年3月に旭川市いじめの重大事態対応マニュアルを策定し、教職員研修を実施しているところであり、今後は、改訂された国のガイドラインを踏まえ、当該マニュアルを改訂し、学校に通知するとともに、教職員研修を実施し、対応の徹底を図ってまいります。また、16番の聴取における精神的負担が少なく誘導や暗示となりにくい方法に関しては、新たに、心理士を講師とした児童生徒や関係者への聴取方法に関する教職員研修を実施してまいります。

観点⑤「いじめ重大事態を含む困難な事案が生じたときには、学校の負担が過重になることを踏まえ、市教委は、学校の自主性を損なわないよう留意しつつ、直ちに援助体制を整え、人員の派遣等支援を行うこと。」など、4項目について提言されております。これらの提言に関連する対策といたしましては、令和5年度にいじめに専属的に対応する学校教育部主幹付を設置し、重大事態となりうるおそれがある事案について学校から速報を受け、いじめ防止対策推進部と連携した支援を行うなど、学校・教育委員会と市長部局が一体となった対応を行っているところであり、今後も、取組の継続と充実を図ってまいります。また、21番の学校いじめ対策組織の運用や加配等の措置に関しては、学校いじめ対策組織の強化等の取組のほか、令和5年度から教育委員会にいじめ対策コーディネーターを配置し、学校への支援に取り組んでいるところであり、今後は、いじめ対策に専門的に従事する教職員の配置について、国や道に要望するなど、検討を進めてまいります。

観点⑥「いじめの防止について」では、7項目について提言されており、

教 育 長 本 田 委 員	個別に説明いたします。 23番の包括的な性教育に関しては、性被害や性暴力を題材に扱った「生命（いのち）の安全教育」や人権教育プログラム等を実施しているところであり、今後、教育指導課と連携し、包括的性教育の取組について検討してまいります。 24番のSNSを含むインターネット上の問題等への対応に関しては、警察と連携した非行防止教室の開催や情報モラル教育リーフレットの配付など、未然防止に向けた取組を進めているほか、いじめ防止対策推進部において、相談窓口の設置や多様なツールによる相談対応を行っているところであり、今後は、現在予算要求している児童生徒の1人1台端末への情報モラル教材ソフトの導入により、家庭と連携した日常的・継続的な指導の充実を図るとともに、性的ないじめ、性暴力事案に対する危機対応マニュアルの作成に取り組んでまいります。 25番の多様性を尊重する教育に関しては、小中学校9年間の系統的な「生命（いのち）の安全教育」等の人権教育に係る学習を実施しているところであり、今後、学務課と連携し、障害のある全児童生徒の個別の教育支援計画の作成や「すくらむ」の活用方法の検討に取り組んでまいります。 26番の集団内の人間関係において心身の苦痛を感じている児童生徒の発見に努めることに関しては、定期的なストレスチェックやいじめアンケート調査を実施し、教育相談を行っているほか、いじめ防止対策推進部による相談対応を行っているところであり、今後も、取組の継続と充実を図ってまいります。 27番の教育の原点に立ち帰ることに関しては、提言の内容を踏まえた教職員研修を実施してまいります。 28番のいじめを防止する実践的なプログラムの実施に関しては、小学校第3学年における人権教育プログラムや中学校第1学年における人権教室を実施しているところであり、今後も、取組の継続と充実を図ってまいります。 29番の自治体におけるいじめ防止対策に関しては、令和5年度から、学校、教育委員会と市長部局が一体となったいじめ防止対策「旭川モデル」を推進しているところであり、今後は、市長部局と連携し、提言の内容を踏まえた対策について検討を進めてまいります。 今後の方策等のうち、新規又は見直しとした9つの取組につきましては、実施できるものから速やかに取り組むとともに、新たな仕組みの創設や、予算を必要とする対策等については、市長部局や関係機関とも協議しながら検討を進め、実現に向けて精一杯取り組んでまいります。 なお、再調査報告書において指摘を受けた学校と教育委員会の対応に係る課題等の検証結果につきましては、11月の定例教育委員会会議において報告させていただきたいと考えております。以上です。よろしくお願いいたします。 本案について、御意見、御質問等がありますか。 今回の報告書には再発防止に係る内容が付加されましたが、本市はすでに多く着手していると感じました。また、児童生徒のちょっとした変化に敏感になり気付けるようになるためには、日常から管理職が声掛けをする等の
--------------------------	--

教 育 長 坂 田 委 員	報告しやすい状況を作ることや、児童生徒感の交流、担任と児童生徒、あるいは担任と保護者とのコミュニケーションを怠らず、関係性を良好にすることが必要であると思います。 いじめが良くないということを児童生徒は頭では理解していても、実際の当事者は自分の行為を正当化する傾向があると聞きました。良くないことであると分かった時点から、行動に移さなくなるところまで意識を高められるような方策が必要であるかと思います。 今後、いじめが原因で辛い思いをしている児童生徒が1人でも多く救われるよう期待をしています。 他に御意見、御質問等がありますか。 我々の世代が思っている以上に、児童生徒にとってインターネットはごく身近で当たり前にあるものなので、ネットリテラシーに関する指導は徹底して取り組んでいただきたいです。
本 田 委 員	家庭教育は重要であると言われてきていますが、その重要性について、学校から保護者へ発信しても理解を得られていない傾向にあります。共働きで参観日等に参加できず、学校とつながりを持てていない家庭とどうつながっていくかということが課題であり、学校と家庭で押しつけ合うのではなく、両方が頑張れるような道筋ができれば良いと思います。 また、文部科学省から「生徒指導提要」という、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書となるものが出されていて、教育相談の在り方や児童生徒との関係の作り方等、とても参考となる内容が載っていましたので、ぜひ学校で活用していただきたいと思います。
教 育 長 各 委 員 教 育 長	他に御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、報告事項（１）「いじめの重大事態に係る再調査の結果を踏まえた報告について」は、報告を受けたこととします。 《 そ の 他 》
教 育 長 各 委 員 教 育 長	本日の審議事項等は以上ですが、他に何かありますか。 ありません。 それでは、以上で令和6年10月定例教育委員会会議を終了いたします。 《 閉 会 》